

公益社団法人曾於医師会役員等の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、定款第36条の規定に基づく公益社団法人曾於医師会の理事、監事、議長及び副議長(以下「役員等」という。)への報酬等の支給基準に関し必要な事項を定め、その適切なる運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 理事とは、定款第26条第1項第1号に規定する理事をいう。
- (4) 監事とは、定款第26条第1項第2号に規定する監事をいう。
- (5) 外部監事とは、監事のうち、定款第26条第3項に規定する監事をいう。
- (6) 議長等とは、定款第16条第1項に規定する議長及び副議長をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

第2章 報酬

(報酬等の区分)

第3条 常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 非常勤役員の報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事、外部監事については、報酬を支給するものとし、賞与その他の職務遂行の対価及び退職手当は支給しない。
- (2) 議長等は、無報酬とする。

(報酬の額)

第4条 報酬は年額とし、別表(非常勤役員等俸給表)に定める額を上限として総会の決議により定める。

第3章 雑則

(報酬の支給方法)

第5条 会長及び副会長の報酬は、年額を2期に分けて支給するものとし、3月

と9月に支給する。

- 2 理事及び監事(外部監事を含む)の報酬は、年額を3月に全額を支給する。
- 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、本規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(旧取扱い廃止)

- 2 社団法人曾於郡医師会役員報酬取扱いについて(平成20年3月11日改正)は、廃止する。

別表 非常勤役員等俸給表

役職名	金額
会長	年額 1,200,000 円
副会長	年額 300,000 円
理事	年額 100,000 円
監事	年額 100,000 円
外部監事	年額 300,000 円